

# 令和4年度事業計画書

自 令和4年4月 1日  
至 令和5年3月31日

公益財団法人 東京タクシーセンター



# 目 次

令和4年度 事業計画書 (概要版)	1
令和4年度 事業計画書	5
I 公益目的事業 (事業番号 公1)	
タクシー業務適正化事業、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する 試験事務及びタクシー運転者の登録事務	
[1] タクシー業務適正化事業	6
一 指導業務	6
二 研修業務	10
三 苦情及び調査業務	14
四 乗り場施設業務	15
五 企画広報業務	16
六 総務業務	18
負担金の額及び徴収方法	20
[2] 輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験事務	21
[3] タクシー運転者の登録事務	22
II 収益事業 (事業番号 収1)	
施設賃貸事業	
[1] 施設賃貸事業	24
業務処理体制	25
収支予算総合表	26



# 公益財団法人 東京タクシーセンター

## 令和4年度 事業計画書 (概要版)

令和4年度の事業運営については、タクシーの輸送の安全及び利用者の利便の確保を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的として、公益目的事業を適切に推進するとともに、すべての方が利用しやすいタクシー乗り場の運営等の環境面の整備を推進する。

新たにタクシー運転者になろうとする者を対象として関東運輸局長の認定を受けて実施している新規講習については、令和4年2月より本格実施を開始したオンライン新規講習を適切に行うほか、屋内実習場を整備し実施している「ユニバーサルドライバー研修」では、JPNタクシー車両を活用した体験型実習を実施することにより、車椅子利用者等への適正な対応や介助方法について向上を図る。

訪日外国人旅客に対するタクシーサービスの向上を図るため実施している「外国人旅客接遇研修」英語については、研修形式を対話・体験型研修に見直すとともに「EXCELLENT観光コース」を新設し、外国人旅客に対して接遇できるタクシー運転者の更なる育成を推進するほか、同研修の成果を発表する機会として、タクシー運転者「英語おもてなしコンテスト」を開催する。

羽田空港における業務運営については、第2タクシー待機所の返還に伴う待機スペースの減少により、航空旅客の需要が増えるゴールデンウィークや夏季繁忙期においては、指導員の巡回パトロールを強化し、路上空車待機車両の排除を行うとともに、タクシー利用者の利便確保と乗り場秩序維持に努める。

また、事業部門間の連携を図り円滑で効果的に事業を推進するとともに、政府のデジタル化推進政策を踏まえ、各種申請手続きや通知等のオンライン化を推進し、業務の更なる効率化を図り経費の削減に努める。

事業ごとの主な事業計画は、次のとおりである。

### I 公益目的事業（事業番号 公1）

#### タクシー業務適正化事業、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験事務及びタクシー運転者の登録事務

##### [1] タクシー業務適正化事業

###### 1 指導業務

- ・指導業務については、指導員のパトロールにより繁華街等における違法行為の発生状況を把握し、問題発生地区に絞り込んだ重点配置を行い、合理的かつ効果的な街頭指導を実施して利用者の利便の確保に努める。
- ・センター指導協力員制度の運用については、センター指導協力員を繁華街等のタクシー乗り場周辺における交通問題箇所計画的に配置する等、効果的な運用を推進して街頭指導業務全般の強化を図る。

- ・羽田空港業務については、第2 タクシー待機所の返還に伴う待機スペースの減少により、航空旅客の需要が増えるゴールデンウィークや夏季繁忙期においては、指導員の巡回パトロールを強化し、路上空車待機車両の排除を行うとともに、タクシー利用者の利便確保と乗り場秩序維持に努める。
- ・羽田空港国内線タクシー乗り場への配車業務については、更なる効率的な運営が求められることから、新たな乗り場運営としてIT化、機械化等の導入を含めて、行政、関係団体等から意見を求め、効率的な運営方法について検討する。

## 2 研修業務

- ・研修業務については、関東運輸局長の認定を受けて実施している新規講習及び、令和4年1月より導入したオンライン新規講習について適切に実施する。高齢者や障がい者を含めたすべての方がタクシーを快適に利用できるよう実施している「ユニバーサルドライバー研修」については、令和3年10月に屋内実習場を整備しJPNタクシー車両を活用した体験型実習を実施することにより、車椅子利用者等への適正な対応や介助方法について向上を図る。
- ・特別研修については、令和4年1月に「外国人旅客接客研修」英語の研修形式を対話・体験型研修に見直すとともに、「EXCELLENT観光コース」を新設し、同研修の英語及び中国語を計画的に実施して、外国人旅客に対して接客できるタクシー運転者の更なる育成を推進するとともに、外国人旅客接客英語検定を実施して、研修の成果と接客接客の一層の向上を図る。
- ・道路交通法改正による二種免許の取得条件の緩和を踏まえて、若年層を対象とする新たな講習については実施に向けて検討するほか、訪日外国人旅客を含めたすべての方が快適にタクシーを利用できるよう英語による「ユニバーサルドライバー研修」について実施する。

## 3 苦情及び調査業務

- ・苦情及び調査業務については、タクシー利用者から寄せられる苦情・要望等について、電話及びインターネット等で受付し、受付内容は事業者及び関係団体に通知して改善を求めるなど適正な処理を行う。
- ・インターネット（センターホームページ）を活用し、苦情・要望等から、タクシー事業者及び運転者の適正営業に資する有益な情報を提供・共有し、適正営業の向上を図る。

## 4 乗り場施設業務

- ・乗り場施設業務については、ユニバーサル社会に対応するため、すべての方が利用しやすいタクシー乗り場の設置や維持管理に努める。
- ・駅前広場の再開発等については、計画段階から検討メンバーに積極的に参画してタクシー乗り場の設置要請には可能な限り対応することとし、設置後は適切な維持管理に努める。

- ・羽田空港第2コントロールセンター建物用地返還に伴う待機スペースの減少により、繁忙期には待機スペースが不足することから、同待機所の拡張及び新たな出口の整備や待機所用地の確保について東京航空局に要望するとともに、IT化、機械化の導入を含め効率的な運営方法について検討する。

## 5 企画広報業務

- ・企画業務については、「法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価」において、利用者の利便の向上とタクシー事業の健全な発展に資するため、タクシー評価委員会での意見等を踏まえ適切な運営を行う。
- ・インバウンド需要の回復を見据え、訪日外国人旅客へのタクシーサービス向上を目的にタクシーセンターが取り組んでいる「外国人旅客接客研修（英語）」の成果を発表する機会として、タクシー運転者「英語おもてなしコンテスト」を開催する。
- ・広報業務については、センターホームページ、プレスリリース等を活用してタクシー評価結果やタクシーセンターが実施する新たな取り組み及び優良タクシー乗り場に関する情報等について随時発信する。特にホームページにおいては、動画での情報発信を充実させ、タクシー事業者、管理者及び運転者に向けたタクシー営業に関する情報、タクシー利用者から寄せられる苦情・要望等の情報を発信し、運転者教育のツールとしての活用を図る。また、広告付タクシーシェルターを活用してタクシー利用者向けに有益なタクシー関連の情報発信を行う。

## 6 総務業務

- ・総務業務については、公益財団法人として法令及び定款に基づき評議員会及び理事会を適時開催し、適切な法人運営を推進するとともに、タクシー業務適正化特別措置法（以下、「タクシー法」という。）の規定する登録諮問委員会及び適正化事業諮問委員会での答申結果を踏まえ、事業計画に沿って適正な予算管理の下で効果的に業務を執行する。
- ・事業部門間の連携を図り円滑で効果的に事業を推進するとともに、業務の更なる効率化を図り経費の削減に努める。
- ・再雇用職員の活用については、高年齢者が活躍できる環境整備を図ることを目的に改正された高年齢者雇用安定法に則り、再雇用職員の豊富な業務知識や経験を生かした配置を行い、円滑かつ合理的な業務運営を図る。
- ・近年、頻発している自然災害等の発生に備え、事業継続計画（BCP）を策定するとともに、災害対応マニュアルにより緊急時の体制整備を図る。
- ・センタービルの水害対策、浸水対策を講じ事業資産の損害を最小限にとどめるための耐水強化を図る。

## [2] 輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験事務

- ・試験事務については、タクシー法の規定に基づき、東京指定地域において新たにタクシー運転者になろうとする者に対する「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」について、適切かつ公正な試験を実施する。

## [3] タクシー運転者の登録事務

- ・登録事務については、タクシー法の規定に基づき、登録実施機関として関東運輸局長の登録（登録の更新年月日：平成30年11月28日・登録番号：東京-1号・有効期間5年）を受けて実施している登録事務等について、国土交通省所管の登録ネットワークシステムの運用により適切に対応する。

## II 収益事業（事業番号 収1）

### [1] 施設賃貸事業

- ・施設賃貸事業については、収益事業として写真撮影室等の賃貸事業を行う。



## 公益財団法人 東京タクシーセンター

### 令和4年度 事業計画書

令和4年度の事業運営については、タクシーの輸送の安全及び利用者の利便の確保を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的として、公益目的事業を適切に推進するとともに、すべての方が利用しやすいタクシー乗り場の運営等の環境面の整備を推進する。

新たにタクシー運転者になろうとする者を対象として関東運輸局長の認定を受けて実施している新規講習については、令和4年2月より本格実施を開始したオンライン新規講習を適切に行うほか、屋内実習場を整備し実施している「ユニバーサルドライバー研修」では、JPNタクシー車両を活用した体験型実習を実施することにより、車椅子利用者等への適正な対応や介助方法について向上を図る。

訪日外国人旅客に対するタクシーサービスの向上を図るため実施している「外国人旅客接遇研修」英語については、研修形式を対話・体験型研修に見直すとともに「EXCELLENT観光コース」を新設し、外国人旅客に対して接遇できるタクシー運転者の更なる育成を推進するほか、同研修の成果を発表する機会として、タクシー運転者「英語おもてなしコンテスト」を開催する。

羽田空港における業務運営については、第2タクシー待機所の返還に伴う待機スペースの減少により、航空旅客の需要が増えるゴールデンウィークや夏季繁忙期においては、指導員の巡回パトロールを強化し、路上空車待機車両の排除を行うとともに、タクシー利用者の利便確保と乗り場秩序維持に努める。

また、事業部門間の連携を図り円滑で効果的に事業を推進するとともに、政府のデジタル化推進政策を踏まえ、各種申請手続きや通知等のオンライン化を推進し、業務の更なる効率化を図り経費の削減に努める。

事業ごとの主な事業計画は、次のとおりである。

## I 公益目的事業（事業番号 公1）

### タクシー業務適正化事業、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験事務及びタクシー運転者の登録事務

#### [1] タクシー業務適正化事業

##### 一 指導業務

（タクシー業務適正化特別措置法第34条第1項第1号）

指導業務については、指導員のパトロールにより繁華街等における違法行為の発生状況を把握し、問題発生地区に絞り込んだ重点配置を行い、合理的かつ効果的な街頭指導を実施して利用者の利便の確保に努める。

センター指導協力員制度の運用については、センター指導協力員を繁華街等のタクシー乗り場周辺における交通問題箇所計画的に配置する等、効果的な運用を推進して街頭指導業務全般の強化を図る。

羽田空港業務については、第2タクシー待機所の返還に伴う待機スペースの減少により、航空旅客の需要が増えるゴールデンウィークや夏季繁忙期においては、指導員の巡回パトロールを強化し、路上空車待機車両の排除を行うとともに、タクシー利用者の利便確保と乗り場秩序維持に努める。

また、羽田空港国内線タクシー乗り場への配車業務については、更なる効率的な運営が求められることから、新たな乗り場運営としてIT化、機械化等の導入を含めて、行政、関係団体等から意見を求め、効率的な運営方法について検討する。

#### 1 指導業務

指導業務については、指導員体制の充実と効率的な配置を行い、繁華街を重点とした運送の引受けの拒絶等の違法行為の防止、是正指導を実施するほか、特に銀座・新橋地区等で常習的に不適正な営業を繰り返す事業者・タクシー運転者に対する是正指導の強化を図るとともに、関東運輸局東京運輸支局と連携した是正指導を行う。

- (1) 主要ターミナル等におけるタクシー乗り場の秩序維持及び違法行為の防止指導並びに不適正営業車両等の是正指導の強化
- (2) 街頭指導会議及び同小委員会の決定に基づく問題発生地区における特別公開指導の実施及び重点指導地区の効果的な街頭指導
- (3) 監視カメラの運用による六本木交差点際等におけるタクシー乗り場等適正運営推進制度の規制違反の是正及び抑止
- (4) 指導員の円滑な業務推進と安全の確保のため小型カメラの装着指導

#### 2 センター指導協力員制度の運用

センター指導協力員を新橋駅日比谷口前交差点、新幸橋、山下橋ガード下等のタクシー乗り場周辺における交通問題箇所計画的に配置し、タクシー営業の適正化に努めるとともに、同指導協力員制度の円滑な運用を推進するためセンター指導協力員報告会を開催する。

### 3 街頭指導会議の運営

タクシー業務適正化特別措置法（以下、「タクシー法」という。）及び道路運送法に違反する運送の引受けの拒絶その他違法行為の防止及び是正を図る街頭指導等を強力に推進するため街頭指導会議を年3回開催する。

また、不適正な営業及びタクシーに起因する交通問題等早期解決を必要とする場合は、適時、同小委員会を開催する。

### 4 タクシー乗り場管理運営委員会の運営

タクシー利用者の利便の向上と客待ちタクシーに起因する交通渋滞及び環境問題の改善、優良タクシー乗り場及び羽田空港タクシー乗り場等の適正な管理運営について、適時、委員会を開催する。

なお、羽田空港タクシー乗り場への配車業務については、以前から業務運営に経費がかかり過ぎるとの指摘があり、更なる効率的な運営が求められている。これを踏まえ、新たな乗り場運営としてIT化、機械化等の導入を含めて、行政、関係団体等から意見を求め、効率的な運営方法について検討し、タクシー乗り場管理運営委員会に諮ることとする。

### 5 タクシー乗り場等の適正な運営

#### (1) 羽田空港タクシー乗り場の運営

タクシー乗り場における運送の引き受けの拒絶等の違法行為の発生に備え指導員の機動的なパトロール体制を構築し、利用者利便の確保及びタクシー乗り場の秩序維持に努める。

#### (2) 優良タクシー乗り場の運営

タクシー評価制度等で一定の評価を受けたタクシー事業者やタクシー運転者が入構可能なタクシー乗り場として、優良タクシー乗り場への不正入構車両に対する是正指導等を行い適正な運用に努める。

#### (3) 銀座乗車禁止地区タクシー乗り場の運営

① 銀座1号優良タクシー乗り場ショットガンシステムについて、タクシー業界と連携し、円滑な運営を図る。

② 「銀座タクシー乗り場リーフレット（日本語・英語表記）」の携行活用について徹底を図り、適正営業の推進に努める。

③ 東京メトロ新橋及び銀座駅構内に設置するタクシー乗車禁止地区ガイドボードにより利用者への乗車禁止規制の周知を行う。

#### (4) 渋谷駅西口前優良タクシー乗り場の運営

新たに整備された、渋谷駅西口前優良タクシー乗り場及びタクシープールへの入路指定等については、指導員のパトロールを強化して秩序維持に努め、適正な運営を図る。

#### (5) EV・HVタクシー乗り場運営

新丸ビル前EV・HVタクシー乗り場は環境問題に貢献できるタクシー乗り場として適切な運用を図る。

- (6) 羽田空港や主要ターミナル駅等のタクシー乗り場における緊急輸送への協力  
羽田空港における異常気象や事故等の発生に伴う遅延便対応及び主要ターミナル駅等における緊急事態対応については、無線基地局、地元事業者等への情報提供など、関係機関の要請に基づき、円滑な緊急輸送への協力を行う。
- (7) 大規模イベント等への指導員配置による利用者の利便の確保  
両国国技館における大相撲開催時については、両国国技館前タクシー乗り場に指導員を配置し利用者の利便の確保及び秩序維持に努める。
- (8) 環境美化運動の実施によるマナー向上  
事業者団体等と連携し、吸殻等の投棄が散見されるタクシー乗り場及びタクシー待機所の清掃活動を実施するとともに同所を利用する運転者に対する注意喚起等の広報を行い、乗り場及び待機所の環境美化及びタクシー運転者のモラルの向上に努める。
- (9) 青山公園、芝公園及び台東体育館前の各タクシー調整待機所の適切な使用方法の周知  
各タクシー調整待機所において環境美化等の啓発活動を行い、適切な使用について周知を図る。

## 6 講習会等の実施

- (1) 管理者講習会の実施  
タクシー営業の適正化に向けてタクシー運転者の教育の徹底を図るため、タクシー利用者から寄せられる苦情等の具体的問題点とその改善策等について、法人タクシー事業者の実務を担当する管理者及び個人タクシー事業者団体の指導責任者を対象とした講習会を実施するほか、法人タクシー事業者及び個人タクシー事業者団体からの要請に応じて管理者講習会を実施する。
- (2) タクシー運転者を対象とする巡回講習会の実施  
タクシー運転者の資質向上のための教育施策として巡回講習会を実施する。  
また、インターネットを活用したリモート巡回講習会を実施する。
- (3) タクシー運転者の指導・教育の促進  
法人タクシー事業者等のタクシー運転者の指導・教育に活用できる視聴覚教材として、各地区の実態、違法行為発生状況、タクシー利用者からの苦情・要望の傾向、意識等を取りまとめたDVDを制作し、貸出方式により効果的かつ合理的にタクシー運転者の指導・教育の促進を図る。

## 7 タクシー評価制度等の運営

- (1) タクシー評価制度  
「法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価」については、対象項目に係る情報の厳正な取扱いを徹底し、タクシー評価制度の着実な運用に努める。  
また、同評価の内容及び結果について行政への報告と事業者への通知を行うほか、講習会及び研修業務等の参考資料として活用する。
- (2) 運転者の証明制度  
タクシーの適正営業の推進及び利用者の利便の増進に資することを目的に、その活用頻度が高まっていることから、個人情報の保護に配慮しつつ厳正な事務処理を行う。

## 8 「小さな親切」運動本部への推薦

運転者の善行に対する利用者等からの感謝事例については、積極的に「小さな親切」運動本部へ推薦する。

## 9 街頭指導状況の情報提供

最新の街頭指導状況の傾向等について、センターホームページを活用した有益な情報発信を行う。

## 二 研修業務

(タクシー業務適正化特別措置法第34条第1項第2号)

研修業務については、関東運輸局長の認定を受けて実施している新規講習及び、令和4年1月より導入したオンライン新規講習について適切に実施する。高齢者や障がい者を含めたすべての方がタクシーを快適に利用できるよう実施している「ユニバーサルドライバー研修」については、令和3年10月に屋内実習場を整備しJPNタクシー車両を活用した体験型実習を実施することにより、車椅子利用者等への適正な対応や介助方法について向上を図る。

特別研修については、令和4年1月に「外国人旅客接遇研修」英語の研修形式を対話・体験型研修に見直すとともに、「EXCELLENT観光コース」を新設し、同研修の英語及び中国語を計画的に実施して、外国人旅客に対して接遇できるタクシー運転者の更なる育成を推進するとともに、外国人旅客接遇英語検定を実施して、研修の成果と旅客接遇の一層の向上を図る。

また、道路交通法改正による二種免許の取得条件の緩和を踏まえて、若年層を対象とする新たな講習については実施に向けて検討するほか、訪日外国人旅客を含めたすべての方が快適にタクシーを利用できるよう英語による「ユニバーサルドライバー研修」について実施する。

### 1 研修の実施

#### (1) 研修の内容

##### ① 新規講習及びオンライン新規講習（4日）

東京指定地域内で新たにタクシー運転者になろうとする者を対象として「法令」、「安全」、「接遇」、「地理」及び「ユニバーサルドライバー研修」を実施する。

##### ② 命令講習（4日）

タクシー法第18条の2の規定に基づき関東運輸局長から事業者に対し講習の受講を指示されたタクシー運転者を対象とし、同法施行規則第14条の2の規定に基づき新規講習に準じた研修を実施する。

##### ③ 自主研修

事業者が受講を必要と認めたタクシー運転者を対象として、それぞれの科目について実施する。

###### ア 自主一般研修(1日)

「法令」、「安全」、「接遇」

###### イ 自主一般研修(2日)

「法令」、「安全」、「接遇」、「地理」

###### ウ 自主UD研修(1日)

「ユニバーサルドライバー研修」

###### エ 自主UD研修(2日)

「法令」、「安全」、「接遇」及び「ユニバーサルドライバー研修」

##### ④ 命令研修(2日)

道路運送法第27条第3項の規定に基づき関東運輸局長から研修の命令を受けたタクシー運転者を対象として自主一般研修(2日)に準じた研修を実施する。

### ⑤ 適正化研修(1日)

違法行為審査会議長からセンター研修の通告を受けたタクシー運転者、または「タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程」に基づき事業者から要請があった者を対象として自主一般研修(1日)に準じた研修を実施する。

### ⑥ 特別研修 外国人旅客接客研修(半日)

- ・タクシー運転者及び個人タクシー事業者を対象とする「外国人旅客接客研修」英語の「中級」、「上級」、「EXCELLENT観光コース」及び中国語「初級」の実施
- ・タクシーセンターが指定する認定実施機関による「認定外国人旅客接客研修」英語の「中級」、「上級」、「EXCELLENT観光コース」及び中国語「初級」の実施

## (2) 研修の充実

- ① 「法令」「安全」の科目については、タクシー業務に必要な関係法令等に関する知識の習得に加え、客待ちタクシーに起因する交通問題の改善を図る観点から「問題発生場所の現状」や「タクシー乗り場等適正運営推進制度」及び「センター指導協力員制度」について研修内容に取り入れてタクシー運転者の資質の向上を図る。
- ② 「接客」の科目については、具体的、適切な接客等の知識の習得や苦情事例の紹介のほか、「ユニバーサルドライバー研修」ではJPNタクシー車両を活用した体験型実習を実施することにより、高齢者や障がい者への適切な対応や介助方法（車いすの取扱い、タクシー乗降時の介助）の習得を図る。
- ③ 「地理」の科目については、主要な幹線道路、交差点、施設を基本とし、適切な経路の選択等、業務に必要な地理知識の習得を図る。
- ④ 「外国人旅客接客研修」英語については、研修形式を対話・体験型研修に見直すとともに、「中級」、「上級」に「EXCELLENT観光コース」を加えて20回（計画回数「中級」10回、「上級」6回、「EXCELLENT観光コース」4回）、同研修中国語「初級」を2回実施する計画とし、それぞれ申込状況に応じて実施回数は調整する。

## (3) 研修教材及び設備の充実

研修教材として配布している研修教本、地理教本、幹線道路・交差点図（都心エリア図）、銀座乗車禁止地区及び周辺規制マップ、銀座タクシー乗り場リーフレット（日本語・英語表記）については、更なる内容の充実化を図り活用する。

また、「ユニバーサルドライバー研修」については、令和3年10月に屋内実習場を整備しJPNタクシー車両を活用した体験型実習を継続して実施するとともに、車いす、高齢者及び視覚障がい者の疑似体験キット、車いす移動演習用のスロープ及び段差等の研修機材を有効活用し、研修効果の向上を図る。

更には、「外国人旅客接客研修」英語の反復練習用CD及び同研修中国語の発音練習用DVDを作成し、受講機会の拡大を図る。

## 2 外国人旅客接客英語検定の実施

「外国人旅客接客研修」英語の「上級」及び「EXCELLENT観光コース」修了者の接客接客のより一層の向上及び研修の成果を検証することを目的に実施している「外国人旅客接客英語検定」については、10回実施を計画し、申込状況に応じて実施回数は調整する。

また、検定合格者にはECD (ENGLISH CERTIFIED DRIVER) 認定章を交付するとともに、プレスリリース、センターホームページ等で公表する。

東京都の「地域通訳案内士」として登録されている者及び（一社）東京ハイヤー・タクシー協会の「TSTiEドライバー」として認定されている者には「外国人旅客接遇研修」英語の「上級」を受講することによりECD認定章を交付し、各々連携することをもって訪日外国人向けタクシーサービスの向上を図る。

### 3 地図等の出版・頒布

出版・頒布する「都内交通案内地図」については、研修教材として、また規格に適合するタクシー備え付け地図として、最新の地理情報を掲載する。なお、年1回、1月発行の取扱いとし、発行後の地図の更新情報を最終ページに記載のQRコードから令和4年7月より文字情報として提供する。

「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験地理問題例集」については、地理の学習教材として内容の充実化を図る。

### 4 外国人旅客接遇研修修了者である旨の車内表示板等の交付

外国人旅客接遇研修修了者専用レーン（おもてなしレーン）入構表示板及び外国人旅客接遇研修修了者である旨の車内表示ステッカーについては、適正な交付を行う。

### 5 研修生に対するアンケート調査

研修生に対して研修内容等に関するアンケート調査を実施するとともに、研修内容のより一層の充実化を図る。

### 6 研修受講者計画人数

令和4年度の研修受講者計画人数については、これまでの実績及びコロナ禍における受講者数の減少傾向を踏まえ7,945人と策定した。

研修実績及び令和4年度計画人数

区分 年度	新規 講習	命令 講習	自主研修				命令 研修	適正化 研修	外国人 旅客接遇 研修	合計
			1日		2日					
			一般	UD	一般	UD				
平成29年度	5,172	0	1,871	659	1,188	45	14	505	1,304	10,758
平成30年度	5,288	1	2,095	1,519	1,064	58	10	385	1,409	11,829
令和元年度	5,092	1	2,007	1,748	900	82	6	312	1,606	11,754
令和2年度	3,430	0	952	973	151	0	6	165	572	6,249
令和3年度 見込人数	3,017	0	1,421	1,152	108	5	2	195	516	6,416
令和4年度 計画人数	3,600	0	1,680	1,350	360	50	5	300	600	7,945

※外国人旅客接遇研修の人数は認定外国人旅客接遇研修受講者を含まない



## 7 新たな研修の検討

### (1) 若年層を対象とする講習

道路交通法改正（令和4年5月施行予定）による二種免許の取得条件の緩和を踏まえて、若年層を対象とする新たな講習については実施に向けて検討する。

### (2) 英語による「ユニバーサルドライバー研修」

訪日外国人旅客における高齢者、障がい者を含めたすべての方が快適にタクシーを利用できるよう、バリアフリー対応や介助方法の英語による「ユニバーサルドライバー研修」について実施する。

### 三 苦情及び調査業務

(タクシー業務適正化特別措置法第34条第1項第3号)

苦情及び調査業務については、タクシー利用者から寄せられる苦情・要望等について、電話及びインターネット等で受付し、受付内容は事業者及び関係団体に通知して改善を求めるなど適正な処理を行う。

また、インターネット（センターホームページ）を活用し、苦情・要望等から、タクシー事業者及び運転者の適正営業に資する有益な情報を提供・共有し、適正営業の向上を図る。

#### 1 苦情受付

インターネットによる苦情等については、申告内容を的確に把握するように努めるとともに、電話での申告については申告内容の正確な聞き取りと、懇切丁寧な対応に努める。

#### 2 苦情調査業務

苦情申告の調査事案については、事業者、運転者に申告内容を通知するとともに、センターへの来所を求め、事実関係を調査、確認したうえで是正指導を行い、申告者に調査結果を迅速に報告する。

また、匿名事案については、事業者等に通報するとともに、特に信憑性が高いと思われる申告内容についてはタクシー運転者への適切な改善を求める。

#### 3 指導調査業務

指導員が街頭において実施した指導事案については、その内容を事業者及び関係団体に通知するとともに、その事実を調査・検証し、再発防止に向けた運転者への適切な指導を求める。

#### 4 違法行為報告事案

苦情申告の調査事案及び指導事案の中で特に悪質と判断された事案については、逐次、違法行為審査会を開催し、審議に付すこととし、違法行為報告事案と決定した事案については関東運輸局長及び理事会へ報告する。

#### 5 要望

主要ターミナル駅前及び繁華街等における客待ちタクシーに起因する交通問題のほか、路上喫煙や吸い殻のポイ捨て等の社会的なルールやマナー違反に関する要望、苦情については、事業者及び関係団体に通報し運転者に対する適切な指導を求めるとともに、巡回指導をはじめセンターホームページ、センターニュース、管理者情報等の広報媒体を通じて改善を求める。

#### 6 支援サービス

利用者から寄せられるタクシー内の遺失物に関する相談については、警察への届出、無線局の案内等丁寧な情報提供に努め、利用者への支援を行う。

## 四 乗り場施設業務

(タクシー業務適正化特別措置法第 34 条第 1 項第 4 号)

乗り場施設業務については、ユニバーサル社会に対応するため、すべての方が利用しやすいタクシー乗り場の設置や維持管理に努める。

駅前広場の再開発等については、計画段階から検討メンバーに積極的に参画してタクシー乗り場の設置要請には可能な限り対応することとし、設置後は適切な維持管理に努める。

羽田空港第 2 コントロールセンター建物用地返還に伴う待機スペースの減少により、繁忙期には待機スペースが不足することから、同待機所の拡張及び新たな出口の整備や待機所用地の確保について東京航空局に要望するとともに、IT 化、機械化の導入を含め効率的な運営方法について検討する。

### 1 タクシー乗り場の設置運用

#### (1) 広告付タクシーシェルターの設置

広告付タクシーシェルターについては、アークヒルズアーク森ビル前タクシー乗り場をはじめ 20 箇所に設置する計画で東京都広告物審議会へ付議省略の措置が得られるよう調整を行い同シェルターの設置の加速化を図る。

#### (2) タクシー乗り場標識・シェルターの建て替え及び撤去

①品川駅西口駅前広場再開発計画に伴う西口前タクシー乗り場の移設については、再開発検討委員会に参画しタクシー利用者の利便性の高い乗り場の設置に努める。

②飯田橋駅東口の公共道路施設工事期間中における東口前タクシー乗り場の移設については、道路管理者、工事施工業者と調整を行い適切な乗り場運営に努める。

#### (3) タクシー乗り場の廃止

お花茶屋駅際タクシー乗り場は、交通管理者から交通安全上支障があるとの指摘があったこと及び同乗り場でのタクシー利用頻度が極めて低いことから廃止する。

なお、廃止に当たり利用者利便を損ねないよう状況の把握に努める。

### 2 タクシー乗り場の保守管理等

(1) タクシー乗り場等の保守管理については、施設関係職員等による点検を計画的に実施し、必要に応じ補修等を行う。

(2) 羽田空港第 4 (仮設) タクシー乗り場標識については、第 2 ターミナルの拡張工事に伴い設置を延期していたが、多言語表示による案内板を装備した二面点灯式標識を設置する。

## 五 企画広報業務

企画業務については、「法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価」において、利用者の利便の向上とタクシー事業の健全な発展に資するため、タクシー評価委員会での意見等を踏まえ適切な運営を行う。

また、インバウンド需要の回復を見据え、訪日外国人旅客へのタクシーサービス向上を目的にタクシーセンターが取り組んでいる「外国人旅客接客研修（英語）」の成果を発表する機会として、タクシー運転者「英語おもてなしコンテスト」を開催する。

広報業務については、センターホームページ、プレスリリース等を活用してタクシー評価結果やタクシーセンターが実施する新たな取り組み及び優良タクシー乗り場に関する情報等について随時発信する。特にホームページにおいては、動画での情報発信を充実させ、タクシー事業者、管理者及び運転者に向けたタクシー営業に関する情報、タクシー利用者から寄せられる苦情・要望等の情報を発信し、運転者教育のツールとしての活用を図る。また、広告付タクシーシェルターを活用してタクシー利用者向けに有益なタクシー関連の情報発信を行う。

### 1 企画業務

#### (1) タクシー評価委員会の運営

令和3年度実績に基づく「法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価」については、6月にタクシー評価委員会を開催して決定する。

また、同制度における評価項目については、時代の変化に即応した公正な評価を行う観点から、適宜評価項目の見直しを行ってきたところであり、昨今のタクシー事業を取り巻く環境の変化への対応を考慮し、評価項目の一部見直しを行う。

#### (2) タクシー運転者「英語おもてなしコンテスト」の開催

訪日外国人旅客へのタクシーサービス向上を目的にタクシーセンターが取り組んでいる「外国人旅客接客研修（英語）」の成果を発表する機会として、中級・上級修了者を対象にタクシー運転者「英語おもてなしコンテスト」を開催する。

#### (3) タクシー利用促進キャンペーンの実施

タクシーが安心・安全・快適で身近な移動手段であり、エッセンシャルワーカーとして国民生活や経済活動を支える重要な役割を果たす公共交通機関であることをアピールし、タクシーの利用促進を図ることを目的として、キャンペーンを実施する。

### 2 広報業務

#### (1) ホームページによる広報

##### ① タクシー利用者へ向けての情報発信

ア タクシーセンターの事業及び業務内容等

イ 「タクシー評価制度」の概要

ウ 令和3年度における法人タクシー事業者評価結果の公表

エ 「タクシーセンター外国人旅客接客英語検定」合格者の公表

オ 優良タクシー乗り場等施設情報

カ 訪日外国人旅客向けホームページ“TokyoTaxi Guide”による情報発信

キ 動画による情報発信

ク その他

②タクシー事業者・管理者、タクシー運転者へ向けての情報発信

ア 優良タクシー乗り場等施設情報

イ 指導協力員街頭指導及び管理者講習会のスケジュール

ウ タクシー評価制度の概要（評価計算式簡易ツール）

エ 街頭指導会議の決議事項

オ 巡回指導スケジュール

カ 運転者の研修・外国人旅客接客英語検定のスケジュール及び予約状況

キ 羽田空港国内線・国際線タクシー待機所（5ヵ所）待ち時間

ク 警察署・地域住民等から寄せられるタクシーの客待ちに起因する交通問題、運転者の社会的マナーに関する苦情・要望

ケ 環境美化運動の実施状況

コ 登録手続き・研修受講に関する各種申請書類等のダウンロード用ページ

サ 銀座タクシー乗り場リーフレットのダウンロード用ページ

シ センターニュースのダウンロード用ページ

ス 管理者情報のダウンロード用ページ

セ タクシー利用者モニター調査集計報告書のダウンロード用ページ

ソ 動画による情報発信

タ その他

(2) プレスリリースによる広報

利用者の利便の向上を目的としてタクシーセンターの業務・取り組みなどについて広く周知するため、マスメディア、関係団体等に向けて積極的に情報発信する。

(3) 視察及び見学への対応

関係団体等からのタクシーセンター施設及び羽田空港タクシー関連施設の視察及び見学については、タクシーセンター業務の紹介資料等を活用して積極的に対応する。

(4) タクシー利用者モニター調査

タクシーの公共性を理解し公正な立場で意見が述べられるタクシー利用者200人をタクシー利用者モニターとして委嘱して「タクシー利用者モニター通報書（はがき・インターネット）」による調査を実施し、調査結果に基づく「タクシー利用者モニター調査集計報告書」を旅客接客向上のための教育用資料としてセンターホームページに公開する。

また、同モニターとの懇談会を年1回開催して情報及び意見交換を行い、その結果はセンターニュース等で事業者・タクシー運転者へ情報発信し、利用者の利便の向上に反映させるとともに、要望・苦情等は事業者及び関係団体に通知することにより改善を図る。

(5) その他

海外からのアクセスが多い東京国際空港ターミナル株式会社（T I A T）のホームページを介して「外国人旅客接客英語検定」合格者を紹介する。

## 六 総務業務

総務業務については、公益財団法人として法令及び定款に基づき評議員会及び理事会を適時開催し、適切な法人運営を推進するとともに、タクシー法の規定する登録諮問委員会及び適正化事業諮問委員会での答申結果を踏まえ、事業計画に沿って適正な予算管理の下で効果的に業務を執行する。

また、事業部門間の連携を図り円滑で効果的に事業を推進するとともに、業務の更なる効率化を図り経費の削減に努める。

再雇用職員の活用については、高年齢者が活躍できる環境整備を図ることを目的に改正された高年齢者雇用安定法に則り、再雇用職員の豊富な業務知識や経験を生かした配置を行い、円滑かつ合理的な業務運営を図る。

近年、頻発している自然災害等の発生に備え、事業継続計画（BCP）を策定するとともに、災害対応マニュアルにより緊急時の体制整備を図る。

また、センタービルの水害対策、浸水対策を講じ事業資産の損害を最小限にとどめるための耐水強化を図る。

### 1 会議

次のとおり会議を開催する。

会議等名称	開催予定回数	備考
(1) 評議員会		
① 定時評議員会	1回	6月 事業報告及び収支決算等
② 臨時評議員会	1回以上	3月 事業計画及び収支予算等 その他必要に応じて随時開催
(2) 理事会	6回	6月 事業報告及び収支決算等 3月 事業計画及び収支予算等 その他必要に応じて随時開催
(3) 登録諮問委員会	2回	6月 事業報告及び収支決算等 3月 事業計画及び収支予算等
(4) 適正化事業諮問委員会	2回	6月 事業報告及び収支決算等 3月 事業計画及び収支予算等
(5) 街頭指導会議	3回	6月、10月、2月
(6) 街頭指導会議小委員会	3回	必要に応じて随時開催
(7) 審査会（表彰選考・違法行為）	6回	必要に応じて随時開催
(8) タクシー評価委員会	1回以上	6月 評価の決定 その他必要に応じて随時開催
(9) タクシー乗り場管理運営委員会	3回	必要に応じて随時開催

### 2 表彰

表彰関係取扱規程に基づき、次のとおり各表彰を実施する。

- (1) 優良運転者表彰
- (2) 優良法人事業者表彰
- (3) 個人タクシー優良事業者団体表彰

### 3 優良運転者章の交付

優良運転者表彰受賞者に対して積極的に優良運転者章の交付を推奨し、利用者の利便の向上に努める。

### 4 電算管理

電算管理については、制度の改正や業務の変更に対応し、適宜、データの管理に留意しながら業務処理システムの改修を行うとともに、多様化する情報ニーズに対応できるようデータの集計・分析プログラムを改善し、蓄積されたデータの有効活用を推進する。

また、基幹システムを運用しているオフィスコンピューター（富士通PRIMERGY 6780）については、今年度末に保守期間の終了を迎えることから、令和5年度に実施する機器の代替・サーバーのクラウドサービスへの移行に向け準備を進める。

### 5 再雇用職員の活用

再雇用職員の活用については、高年齢者が活躍できる環境整備を図ることを目的に改正された高年齢者雇用安定法に則り、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、再雇用職員の豊富な業務知識や経験を生かした配置を行い、円滑かつ合理的な業務運営を図る。

### 6 職員の資質向上等

新たに導入した人事評価制度を用いて職員個々の能力や実績等を的確に把握し、適材適所の人事配置や適正な給与処遇を実現して業務遂行意欲を向上させ、職務能率の一層の増進を図る。

また、電算処理、ホームページ管理等の専門的な業務に携わる職員については、各種外部研修を受講しスキルアップを図り、生産性を向上させる。

### 7 職員の福利厚生

定期健康診断の受診結果により精密検査等を必要とされる職員については、医療機関での再検査の受診や治療の勧奨などのフォローを行う。

また、職員のメンタルヘルス面におけるストレスチェックの相談窓口を活用し、カウンセリング機関への受診をアドバイスするとともに、生活習慣病などの予防と早期発見を目的に人間ドッグの定期的な受診を推奨する。

### 8 インターネットを活用した環境整備

業務の合理化、効率化を推進する観点から、表彰関係や各種申請業務について、インターネットを活用した環境整備を図る。

### 9 総合防災対策

#### (1) 事業継続計画（BCP）の策定

近年、頻発している自然災害等の発生に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画（BCP）を策定するとともに、災害対応マニュアルにより緊急時の体制整備を図る。

#### (2) センタービルの耐水強化

センタービルの水害対策、浸水対策として、防水板の設置や内部部署の配置換えを行い耐水強化に向けた整備を図る。

# 令和4年度 負担金の額及び徴収方法

公益財団法人 東京タクシーセンター

## 1 負担金の額

- (1) 法人タクシー事業者
  - ① 一般車両(UD(ユニバーサルデザイン)タクシー車両を含む)……………1両1ヵ年 35,500円
  - ② EV(電気自動車)・FCV(燃料電池自動車) タクシー車両……………1両1ヵ年 18,000円
- ※ EV・FCV タクシーの負担金額については、軽減措置を1ヵ年延長します。
- (2) 個人タクシー事業者…………… 1両1ヵ年 15,000円

負担金の消費税は、課税対象外となっています(不課税扱い)

## 2 負担金の徴収方法

- (1) 負担金の請求
  - ①法人タクシー事業者  
令和4年3月末日現在のタクシー登録車両数をもって、令和4年度1ヵ年分の負担金の額を算出し、期首において請求致します。
  - ②個人タクシー事業者  
令和4年度1ヵ年分の負担金の額を期首において請求致します。ただし、個人タクシー事業者団体においては、令和4年3月末日現在の在籍者数をもって、1ヵ年分の負担金の額を算出し、期首において請求致します。
- (2) 負担金の納付方法  
令和4年度の負担金の納付方法は一括納付または分割納付とし、一括納付の場合は令和4年4月月末までに1ヵ年分の負担金を、分割納付の場合は1ヵ年分の負担金を10等分し、令和4年4月から令和5年1月までの各月末日までに銀行振込等により納付していただきます。  
なお、令和4年4月末日までに各月末日を支払期日とする手形により、1ヵ年分を納付することができます。
- (3) 納付期限  
負担金の分割納付は、令和4年4月から令和5年1月までの各月末日を納付期限と致します。なお、法人タクシー事業者及び個人タクシー事業者団体において、登録車両数(個人タクシー事業者団体は在籍者数)の増加により負担金の額に不足が生じた場合には、令和5年3月末日までを納付期限と致します。
- (4) 延滞金  
納付期限までに納付のない場合には、タクシー業務適正化特別措置法(以下法という)第37条第4項及び法施行規則第24条の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収致します。
- (5) 負担金の清算  
令和5年3月において、令和4年度期首の請求に基づき一括納付または分割納付された負担金の額と各月の実際の登録車両数(個人タクシー事業者団体は在籍者数)により算出した負担金の額とに差異が生じた場合には、過不足を計算し清算します。この場合には、当該月分の登録車両数は前月末日現在の登録車両数(個人タクシー事業者団体は在籍者数)とします。  
負担金の清算において、不足金が生じた場合の納付期限及び過納金が生じた場合の返金期限は、令和5年3月末日までと致します。
- (6) 期中における新規法人タクシー事業者の負担金の扱い  
令和4年度期中に登録する車両数をもって、負担金の額を算出し、請求致します。  
負担金の納付方法、納付期限、延滞金、清算については、(2)、(3)、(4)、(5)を準用します。
- (7) 期中における廃業事業者の負担金の扱い  
期中に廃業する事業者の負担金については、廃業時に清算し、不足金が生じた場合には請求致します。納付期限については請求書の期日と致します。



## [2] 輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験事務

試験事務については、タクシー法の規定に基づき、東京指定地域において新たにタクシー運転者になろうとする者に対する「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」について、適切かつ公正な試験を実施する。

### 1 試験の実施

#### (1) 「タクシー事業に係る法令、安全及び接遇」の科目

法令、安全、接遇の各分野から○×問題及び語群選択問題による各 15 問、全 45 問の出題において、正答率 80%以上で合格とする。

#### (2) 「東京指定地域に係る地理」の科目

東京地域内の道路、地名、著名な建造物、公園、名所及び旧跡並びに鉄道の駅の所在等を試験内容とし、語群選択による地図の基本問題 25 問、応用問題 15 問、全 40 問の出題において、正答率 80%以上で合格とする。

なお、再開発等による住居表示の変更、建物施設の新設及び変更に関する迅速な情報収集を行い、最新情報を試験内容に反映させる。

### 2 試験受験者計画人数

令和 4 年度の「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」の受験者計画人数については、「タクシー事業に係る法令、安全及び接遇」の科目は、新規講習受講者の計画人数 3,600 人に再試験受験者の見込み人数 400 人を加えて 4,000 人とし、「東京指定地域に係る地理」の科目は、新規講習受講者の計画人数 3,600 人に再試験受験者の見込み人数 3,200 人を加えて 6,800 人と策定した。

### [3] タクシー運転者の登録事務

登録事務については、タクシー法の規定に基づき、登録実施機関として関東運輸局長の登録（登録の更新年月日：平成30年11月28日・登録番号：東京ー1号・有効期間5年）を受けて実施している登録事務等について、国土交通省所管の登録ネットワークシステムの運用により適切に対応する。

令和4年度の登録事務等の計画件数は、これまでの実績を踏まえ策定。

#### 1 登録事務等

##### (1) タクシー運転者の資格審査及び登録

第19条第1項第1号関係 [第4条から第12条まで(第9条を除く。)に規定する事務]

- ① 登録原簿への登録
- ② 登録の変更事項の登録
- ③ 登録の消除
- ④ 原簿の謄本の交付、閲覧

##### (2) 登録タクシー運転者証の交付

第19条第1項第2号関係 [第14条から第17条までに規定する事務]

- ① 運転者証の交付
- ② 運転者証の訂正
- ③ 運転者証の返納
- ④ 運転者証の再交付

##### (3) 登録運転者業務経歴証明書の交付

第19条第1項第3号関係 [第18条の3に規定する事務]

- ① 登録運転者業務経歴証明書の交付

##### (4) 個人タクシー事業者乗務証の交付

第19条第1項第4号関係 [第46条第2項に規定する事務]

- ① 事業者乗務証の交付
- ② 事業者乗務証の訂正
- ③ 事業者乗務証の返納
- ④ 事業者乗務証の再交付

#### 2 登録諮問委員会

登録諮問委員会については、タクシー法第24条の規定に基づき登録事務の実施について必要な事項を諮問し、答申を受けて適切に実施する。

令和4年度においては、2回開催する計画とする。

### 3 登録受付のオンライン化

政府のデジタル化の推進を踏まえ、登録業務に係る申請について、関東運輸局と連携しオンライン化を図る。

### 4 令和4年度登録事務等計画件数（これまでの実績を踏まえ策定）

#### （1）登録申請等

（単位＝件）

年度 \ 項目	登録申請	謄本交付及び原簿 の閲覧	業務経歴証明書交付
平成29年度実績	6,033	2,004	2,319
平成30年度実績	6,109	2,062	2,296
令和元年度実績	5,790	1,899	2,195
令和2年度実績	3,585	1,466	1,569
令和3年度見込	3,270	1,430	1,550
令和4年度計画	4,000	1,640	1,860

#### （2）登録タクシー運転者証交付等

（単位＝件）

年度 \ 項目	運転者証交付	運転者証訂正	運転者証再交付
平成29年度実績	10,362	15,552	75
平成30年度実績	9,920	14,888	87
令和元年度実績	9,708	15,635	87
令和2年度実績	7,171	14,337	60
令和3年度見込	6,600	13,320	75
令和4年度計画	8,000	14,400	62

#### （3）個人タクシー事業者乗務証交付等

（単位＝件）

年度 \ 項目	事業者乗務証交付	事業者乗務証訂正	事業者乗務証再交付
平成29年度実績	292	3,249	14
平成30年度実績	371	3,156	30
令和元年度実績	318	3,146	17
令和2年度実績	292	2,813	18
令和3年度見込	300	2,600	9
令和4年度計画	300	2,860	12

## Ⅱ 収益事業（事業番号 収1）

### [1] 施設賃貸事業

施設賃貸事業については、収益事業として、次の賃貸事業を行う。

#### 1 写真撮影室の賃貸

登録申請及び運転者証交付申請等に際しては、タクシー法の規定により顔写真を添付すべきものとなっていることから、申請者への便宜を図るために写真撮影のためのスペースを業者に賃貸する。

#### 2 携帯電話基地局アンテナ施設の賃貸

携帯電話中継基地局スペースを業者に賃貸する。

#### 3 自動販売機設置スペースの賃貸

センタービル館内の飲料用自動販売機設置スペースを業者に賃貸する。

## 業務処理体制

各業務処理体制は、次のとおりとする。

区 分	配置人員(人)		備 考
	3年度	4年度	
<b>【適正化事業】</b>			
常 勤 役 員	3	2	
参 与	0	0	
指 導 業 務 苦 情 調 査 室	1 2	1 2	
指 導 業 務 グ ル ー プ			
業 務 関 係	5	5	
指 導 関 係	8	8	(羽田空港配車担当に再雇用職員 2 人)
指 導 員	5 1	5 0	
施 設 関 係	4	4	
研 修 業 務			
教 務 第 一 課	8	8	(再雇用職員 1 人)
総 務 業 務			
総 務 課	1 2	1 3	(アルバイト職員 1 人)
経 理 課	5	5	
企 画 広 報 課	4	4	
小 計	1 1 2	1 1 1	
<b>【試験事務】</b>			
教 務 第 二 課	4	4	(再雇用職員 2 人)
<b>【登録事務】</b>			
登 録 課	7	7	(再雇用職員 1 人、アルバイト職員 2 人)
合 計	1 2 3	1 2 2	

令和4年度 収支予算総合表  
(正味財産増減計算ベース)

(単位：千円)

(公財) 東京タクシーセンター

項目別	事業別			公益目的事業			合 計	収益事業 I 施設賃貸事業	法人会計	総合計
	適正化事業	輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験事務	登録事務	輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験事務	登録事務	合 計				
当期経常収益計	1,148,726	36,720	45,656	36,720	45,656	1,231,102	1,231,102	1,668	10,270	1,243,040
事業収入	1,148,726	36,720	45,656	36,720	45,656	1,231,102	1,231,102	1,668	10,270	1,243,040
基本財産運用収入	31	0	1	0	1	1	1			
特定資産運用収入										
負担金収入	1,091,769								9,873	
手数料収入	20,759	36,720	45,564							
分担金収入	14,000									
教材等頒布収入	21,143									
不動産賃貸料収入								1,668		
雑収入	1,024	0	91	0	91	91	91	0	397	
当期経常費用計	1,165,617	25,868	43,320	25,868	43,320	1,234,805	1,234,805	1,254	10,429	1,246,488
事業費	1,165,617	25,868	43,320	25,868	43,320	1,234,805	1,234,805	1,254	10,429	1,246,488
指導業務費	463,437									
研修業務費	104,495									
苦情及び調査業務費	92,998									
乗り場施設業務費	75,992									
企画広報業務費	35,737									
総務業務費	392,958									
当期経常増減額	▲ 16,891	10,852	2,336	10,852	2,336	▲ 3,703	▲ 3,703	414	▲ 159	▲ 3,448
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期正味財産増減額	▲ 16,891	10,852	2,336	10,852	2,336	▲ 3,703	▲ 3,703	414	▲ 159	▲ 3,448
他会計振替額	194	2	6	2	6	202	202	▲ 202	0	0
正味財産期首残高	1,631,096	21,318	20,097	21,318	20,097	1,672,511	1,672,511	67,177	115,831	1,855,519
正味財産期末残高	1,614,399	32,172	22,439	32,172	22,439	1,669,010	1,669,010	67,389	115,672	1,852,071